

研修単位となる学会、研究会の単位取り扱いについて

HPに掲載されている“研修単位となる学会・研究会”は、**旧制度**が適用される専攻医や専門医に単位付与が認められています。学会・研究会を開催するに当たり、主宰者(団体)や運営者が**当学会へ単位申請を行う必要はありません**。

ただし、HP掲載情報の最新化や整理、活動実態把握のため、掲載されている学会・研究会は、開催前に開催報告書（別途説明資料あり）のご提出をお願いします。

取得できる単位数については、専門医受験時、専門医更新時の告示や要領に必ず掲載しております。

◇専門医受験時（旧制度）

筆頭発表 10 単位

※2024 年度専門医試験告示より以下抜粋

(1) 研修単位 10 単位/回

~~~~~省略~~~~~

3) 国内外を問わず、**周産期・新生児学に関連する学会または研究会に参加して筆頭演者として発表し、専門医認定委員会が認めた場合**

### ◇専門医更新時（旧制度）

学会参加 2 単位

筆頭発表 +2 単位

※2024 年度専門医更新試験要領より以下抜粋

**〈研修単位となる業績〉専門医資格更新認定試験実施規定より抜粋**

第11条 専門医資格更新認定の受験に必要な研修単位については以下のとおりとする。

~~~~~省略~~~~~

6. **参加2単位＋筆頭演者として発表2単位**

本学会が認める周産期・新生児学関連の学会または研究会

◆受験時・更新時の単位証明に必要なもの

【筆頭発表の場合】自身の名前、学会・研究会名、開催日が確認できる抄録

【学会参加の場合】学会・研究会名、大会長名、開催日などが記載された参加証

※更新用・受験用/発表・参加問わず、すべて「**旧制度**」のみの単位認定となります。